

一般廃棄物処理業許可証

盛岡・紫波地区環境施設組合 指令 第 41 号

住所又は所在地 花巻市太田第 5 地割74番地
氏名又は名称及 株式会社サンクリーン
び代表者氏名 代表取締役 藤 井 達 司

令和 6 年 2 月13日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 7 条第 1 項の規定により、次の
とおり許可します。

令和 6 年 4 月 1 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高 橋 昌 造



許可年月日及び許可番号		令和 6 年 4 月 1 日 指令第 41号
事業の 範 囲	取り扱う一般廃棄物の種類	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第 97号）第 2 条第 4 項の政令で定める一般廃棄 物
	収集、運搬又は処分の別	運 搬
許 可 期 限		令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
許 可 の 条 件		1 運搬区域は、盛岡市（平成 4 年 3 月31日 における紫波郡都南村の区域に限る。）、 紫波町及び矢巾町の区域に限る。 2 関係法令に定める事項を遵守するととも に、関係市町並びに組合の計画及び指導 に対し善良な立場において協力すること。 3 法令又は条例及び許可の条件に違反した 場合は、状況により許可の取消しを行う ものであること。

(教示)
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を
経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算し
て1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。